別紙第３号書式　（昭41蔵令17・全改）

差　　押　　調　　書

年　　月　　日

税務署

官　氏　　名㊞

下記の滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。

滞納者	住　所					氏名又は名　称				
滞納国税等	年　度	税　目	納期限	本　税	加算税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備　考
				円	円	円	法律による金額　円	円	法律による金額　円	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
差押財産	（名称、数量、性質及び所在）									

備　考

1　第１号書式備考１、２、４及び５は、この書式について準用する。

2　第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、法第24条第３項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合又は法第159条第１項若しくは国税通則法第38条第３項の規定により差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えることができる。

3　法第65条（法第73条第５項において準用する場合を含む。）の規定による証書の取上げに際し、令第28条第２項の規定の適用を受けて差押調書を作成する場合には、その証書の名称その他必要な事項を「差押財産」欄に附記するものとする。

4　法第146条第３項の規定の適用がある場合又は差押財産を滞納者若しくは第三者に保管させる場合には、この書式に定める事項のほか、捜索及び立会いに関する事項又は差押財産の保管に関する事項を記載することその他所要の調整を加えることができる。